

三重県感染症対策条例

令和二年十二月二十一日可決
令和二年十二月二十四日公布 条例第六十四号
令和二年十二月二十四日施行

(目次)

- 第一条 目的
 - 第二条 定義
 - 第三条 基本理念
 - 第四条 県の責務
 - 第五条 県民の役割
 - 第六条 事業者の役割
 - 第七条 医療機関の役割
 - 第八条 県と市町との協働
 - 第九条 情報の公表
 - 第十条 差別の禁止
 - 第十一条 感染を防止するための協力の求め
 - 第十二条 物資及び資材の確保等
 - 第十三条 人材の確保、養成及び資質の向上
 - 第十四条 新たな知見及び情報通信技術等の活用
 - 第十五条 財政上の措置
- 附則

(目的)

第一条 この条例は、県民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、県民に極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策に関し必要な事項を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)に規定する措置と相まって、本県における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって県民が安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第一項に規定する感染症をいう。
2 この条例において「感染症対策」とは、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための対策をいう。

(基本理念)

第三条 感染症対策は、感染症の発生及びまん延により県民の生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、国、県、市町、県民、事業者、関係機関等が相互に連携協力し、一体となって推進されなければならない。
2 感染症対策は、誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されないものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町及び他の都道府県並びに関係機関と連携協力し、感染症対策を総合的かつ迅速に実施する責務を有する。
2 県は、感染症の発生及びまん延の状況を勘案して当該感染症に迅速かつ的確に対応することができるよう、次に掲げる体制を確保するものとする。
一 保健所における感染症対策の実施体制
二 感染症に係る検査の実施体制
三 感染症に係る医療を提供する体制
四 感染症に関する相談体制
3 県は、情報の提供、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及を図るものとする。

- 4 県は、感染症対策を講ずるに当たっては、必要に応じ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、適切な感染症対策を講ずるとともに、県が講ずる感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、感染症の発生及びまん延により生じる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 社会福祉施設その他の多数の者が利用する施設の開設者及び管理者は、感染症の発生及びまん延により入所者及び利用者等に及ぼす影響に鑑み、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第七条 医療機関は、感染症の患者等に対し良質かつ適切な医療を行うとともに、県と連携協力し、感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 医療機関の管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第八条 県は、市町が感染症対策を実施するために必要な情報の提供及び助言を行いつつ、市町と連携協力して感染症対策を講ずるものとする。

- 2 市町は、県と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及、予防接種の実施、生活支援の実施その他の感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の公表)

第九条 県は、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止、感染症に関する県民の不安の払拭並びに感染症の患者、医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為の防止を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表しなければならない。

- 2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、当該情報が及ぼす社会的な影響に配慮しなければならない。

(差別の禁止)

第十条 何人も、感染症の患者及びその家族等に対して、感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、医療従事者又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3 何人も、前二項に規定するもののほか、いかなる団体又は個人に対しても、感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

4 県は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講ずるものとする。

(感染を防止するための協力の求め)

第十一条 県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、県民、事業者、学校の設置者その他の公私の団体又は個人に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく要請のほか、感染症対策の実施に関し必要な協力を求めることができる。

2 県は、前項の協力を求めるに当たっては、当該協力を求める者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、県民の生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにしなければならない。

(物資及び資材の確保等)

第十二条 県、市町、県民、事業者、関係機関等は、感染症対策の実施に必要な物資及び資材を確保するとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(人材の確保、養成及び資質の向上)

第十三条 県は、感染症対策を推進するため必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(新たな知見及び情報通信技術等の活用)

第十四条 県は、感染症対策に係る新たな知見の収集及び活用並びに情報通信技術及びデータの活用を努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、感染症対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。